

遠賀町中小事業者物価高騰等支援金申請要領

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大および経済情勢の変動により、物価高騰または燃料油の価格高騰の影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で実施する支援策です。

①受付期間

令和4年10月3日（月）～11月30日（水）【当日消印有効】

②申請書類の提出先

〒811-4307 遠賀町遠賀川二丁目6番18号

遠賀町商工会 宛

③問い合わせ先

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係

TEL：093-293-8233 FAX：093-293-8234

（平日）午前9時～午後7時

※申請書類は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、「密集」、
「密接」を防ぐため、郵送で受け付けています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 交付対象者

次の（１）から（３）までのすべての要件を満たす事業者が対象です。

（１）令和３年以前から事業を行っている中堅企業、中小法人等であって、令和４年４月１日から申請日現在で、遠賀町内に営業実態がある事業所や店舗等を有する事業者等であること。また、申請時において事業を継続しており、今後も事業継続の意思があること。

なお、中小法人等の場合は、本店または支店所在地が遠賀町内にあり、次の㊦または㊧を満たしていること。

ただし、組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員である事業者の３分の２以上が個人もしくは次の㊦または㊧のいずれかを満たす法人であること。

㊦資本金の額または出資の総額が 10 億円未満であること。

㊧資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

（２）物価高騰または燃料油価格高騰の影響を受け、令和４年４月から８月までの５か月間の売上高に占める仕入金額等（原材料費、燃料費、光熱水費の合計）の割合が、前年同時期と比べて、３％以上増加している事業者等であること。

（３）「２. 不交付要件」に該当しないこと。

2. 不交付要件

次の（１）から（６）のいずれかに該当する事業者は、遠賀町中小事業者物価高騰等支援金を交付することができません。

（１）遠賀町運送事業者等支援金（以下「運送事業者等支援金」という。）の受給者。

（ただし、運送事業者等支援金の交付金額が 10 万円未満の受給者で、本支援金の額が運送事業者等支援金の交付額を上回る者は除く。）

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る事業を行う事業者

（３）政治団体または宗教上の組織もしくは団体

（４）法人税法（昭和 22 年法律第 28 号）別表第 1 に規定する公共法人

（５）遠賀町暴力団等排除条例第 3 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団関係団体の構成員並びにこれらの団体と密接な関係を有する者

（６）上記のほか、遠賀町中小事業者物価高騰等支援金の趣旨・目的に照らして交付することが適当でないと町長が認める者

3. 支援金の交付額

売上高に占める仕入金額等の割合の上昇率に応じて支援金を交付します。(1事業者1回限り)
また、1事業者が町内に複数店舗を有する場合は、事業者単位で1回限りとなります。
ただし、運送事業者等支援金の受給者で、その交付額が10万円未満の場合は、下記の区分の交付額から、運送事業者等支援金の交付額を差し引いた差額を交付します。

区分A 令和4年4月から8月までの5か月間の売上高に占める仕入金額等の割合が、前年同期と比べて、3%以上5%未満増加している事業者

◆1事業者につき：5万円

区分B 令和4年4月から8月までの5か月間の売上高に占める仕入金額等の割合が、前年同期と比べて、5%以上増加している事業者

◆1事業者につき：10万円

4. 支援金の計算方法

下記の計算方法により支援金を計算します。

ただし、令和3年5月～令和4年3月までに開業した新規開業者の場合は、(2)の計算方法により計算してください。

(1) 区分A、区分Bの事業者の場合（様式第2号を使用してください。）

$$\frac{\text{R4.4月～8月の仕入金額等合計}}{\text{R4.4月～8月の売上高合計}} \times 100 (\%) - \frac{\text{R3.4月～8月の仕入金額等合計}}{\text{R3.4月～8月の売上高合計}} \times 100 (\%) \geq 3\%$$

(2) 令和3年5月以降に開業した新規開業者の場合（様式第2号の2を使用してください。）

$$\frac{\text{R4.4月～8月の仕入金額等合計}}{\text{R4.4月～8月の売上高合計}} \times 100 (\%) - \frac{\text{開業からR4.3月の仕入金額等の平均の5倍}}{\text{開業からR4.3月の売上高の平均の5倍}} \times 100 (\%) \geq 3\%$$

5. 申請に必要な書類

下記の表を確認し、申請に必要な書類を準備してください。ただし、運送事業者等支援金の交付を受けた事業者については、『遠賀町運送事業者等支援金交付決定通知』の写しを提出することで、提出書類の一部を省略する事ができます。

※運送事業者等支援金交付決定通知の写しを提出することで省略することができる提出書類

⑤、⑥、⑦、⑧の書類 ※⑥、⑦は個人事業者のみ

(提出書類一覧)

	提出書類	備考
①	遠賀町中小事業者物価高騰等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)	法人、個人事業者それぞれ記入例を確認の上、記入してください。
②	支援金額計算表(様式第2号または第2号の2) ※令和3年5月以降に開業した事業者は様式第2号の2を提出してください。	記入例を参考に記入してください。 ※自動計算の様式を町公式HPに掲載していますのでご利用ください。
③	宣誓・同意書(様式第3号)	文面をよく読んで記入してください。
④	令和4年4月～8月および令和3年4月～8月までの月ごとの売上高と仕入金額等が確認できる帳簿等の写し	各年度の月ごとの売上高・仕入金額等(原材料費、燃料費、光熱水費の合計)が確認できれば、様式は問いません。※事業所名がわかるようにしてください。
⑤	【法人】履歴事項全部証明書の写し	直近3か月以内に発行されたもの
⑥	【個人事業者】令和3年分の確定申告書の写し 確定申告書第1表の控え(1枚(片面))	令和3年分の確定申告書類で、確定申告書第1表に「收受日付印」が押印されたもの (電子申告の場合は「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されたもの。)
⑦	【個人事業者】代表者の本人確認書類の写し	運転免許証または健康保険証等の写し (現住所が分かるようにコピーしてください。)
⑧	振込先通帳の写し	通帳の表面及び通帳を開いた1、2ページ目
⑨	【新規開業者等の場合】 開業届等の開業日が確認できる書類の写し	届出書に受付印が押印されたもの。 開業日が令和4年3月31日以前の日付であること。
⑩	提出書類チェックリスト	提出書類に不足がないかチェックしてください。

※提出書類が不足した場合や上記書類で要件を確認できない場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。なお、追加書類が申込期限までに提出されない場合、支援金の交付ができませんので、ご注意ください。

6. 支援金の審査・交付

申請内容等を審査し、適正と認められる場合に支援金を交付します。

◆申請書受理後、書類審査を行い、申請内容・提出書類等に不備がなければ支援金の交付決定を行います。2～3週間ほどで支援金の振込みとなる予定です。なお、追加書類の提出を依頼した場合、審査に時間を要することがありますので、ご了承ください。

◆申請者が記載した申請内容について、虚偽等が発覚した場合は、交付した支援金の返還を求めます。

◆申請内容を他の行政機関の求めに応じて提供することがあります。また、申請内容を他の行政機関や取引先等に照会する場合があります。

7. 申請方法

遠賀町公式ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類を添えて、遠賀町商工会へ郵送してください。

(郵送料は申請者負担です。郵便料金に不足がないようご注意ください。)

また、申請書等をダウンロードできない場合は、「駅前サービスセンター」、
「遠賀町役場 産業振興課」、「遠賀町商工会」の各窓口申請書等を準備しています。

●送付先

〒811-4307 遠賀町遠賀川二丁目6番18号

遠賀町商工会 宛

※封筒に「遠賀町中小事業者物価高騰等支援金申請書類在中」とご記入ください。

●申請受付期間

令和4年10月3日(月)～11月30日(水)【当日消印有効】

8. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係 (駅前サービスセンター内)

TEL : 093-293-8233 (平日) 午前9時から午後7時まで

FAX : 093-293-8234

E-mail: ekimae@town.onga.lg.jp